

令和7年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第2回東彼杵町議会定例会は、令和7年6月11日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	尾上 庄次郎 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	大安 義和 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主 任 書 記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 発委第 2 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
追加日程 発委第 3 号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議の一部を改正する決議
第 1
日程第 2 議席の一部変更
日程第 3 常任委員の選任
日程第 4 議長の常任委員辞任
日程第 5 議会運営委員の選任
日程第 6 選挙第 1 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
日程第 7 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 8	報告第 6 号	専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 9	報告第 7 号	専決処分に関する報告について (令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号))
日程第 10	報告第 8 号	専決処分に関する報告について (令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号))
日程第 11	報告第 9 号	専決処分に関する報告について (令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 6 号))
日程第 12	報告第 10 号	専決処分に関する報告について (令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号))
日程第 13	報告第 11 号	繰越明許費に関する報告について (令和 6 年度東彼杵町一般会計)
日程第 14	報告第 12 号	事故繰越しに関する報告について (令和 6 年度東彼杵町一般会計)
日程第 15	報告第 13 号	予算繰越しに関する報告について (令和 6 年度東彼杵町水道事業会計)
日程第 16	報告第 14 号	専決処分に関する報告について (龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－工期延長分－)
日程第 17	報告第 15 号	専決処分に関する報告について (龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－請負金額変更分－)
日程第 18	報告第 16 号	専決処分に関する報告について (口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－工期延長分－)
日程第 19	報告第 17 号	専決処分に関する報告について (口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－請負金額変更分－)
日程第 20	報告第 18 号	専決処分に関する報告について (大音琴川浚渫推進工事 (2 工区) 請負契約の変更について－工期延長分－)
日程第 21	報告第 19 号	専決処分に関する報告について (大音琴川浚渫推進工事 (2 工区) 請負契約の変更について－請負金額変更分－)
日程第 22	報告第 20 号	専決処分に関する報告について (事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第 23	報告第 21 号	専決処分に関する報告について (令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号))

日程第 24	議案第 37 号	東彼杵町上下水道事業経営審議会条例の制定について
日程第 25	議案第 38 号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 26	議案第 39 号	東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 27	議案第 40 号	東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 28	議案第 41 号	東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第 29	議案第 42 号	東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 30	議案第 43 号	東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 31	議案第 44 号	令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 32	議案第 45 号	令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 33	議案第 46 号	令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 34	議案第 47 号	東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約について
日程第 35	議案第 48 号	（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について
日程第 36	議案第 49 号	東彼杵町教育委員会委員の任命について
日程第 37	議案第 50 号	東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 38	請願第 1 号	町道西部線（2）口木田踏切改良工事に関する請願書

6 散 会

開 議（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 発委第 2 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、発委第 2 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長、口木俊二議員。

○議会運営委員長（口木俊二君）

おはようございます。

発委第 2 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 号及び第 7 号並びに会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由

議会運営委員会では、現在定数を 5 名として委員会活動を行っています。

定例会の 5 日前まで（臨時会の折は前日まで）に委員会を招集して議案審議をし、その報告を定例会（臨時会）当日開会前の議員連絡会において、議会運営委員以外の 3 名の議員へ報告を行っています。

議員定数が 8 名となった現在では、3 名のために議員連絡会の時間を使い報告することが非効率的であり、開会前の議員連絡会の時間短縮にも繋がることから、本案を提出する。

2 ページ目をお願いします。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会委員会条例(平成 3 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる決議の改正部分は下線の部分である。

新旧対照表をご覧ください。

改正後、第 4 条の 2 の 2 番目議会運営委員会の委員の定数は 7 名、7 人とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから提出者に対して質疑を行います。質疑がある方はお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第2号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで議案配布のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時34分）

再開（午前9時35分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、議会運営委員長から発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、発委第3号を追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発委第3号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議の一部を改正する決議

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、追加日程第1、発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議を議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長、口木俊二議員。

○議会運営委員長（口木俊二君）

発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出の理由

議会の審議、活動等を広く住民に公開し、周知する目的の議会広報を発行するにあたり、広く議員の意見を反映させる必要性があるため、「議会広報編集特別委員会設置に関する決議」（令和5年6月12日発委第3号）に係る「4定数」について6名から7名へ変更するものとします。

2ページ目をご覧ください。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議（令和5年6月12日発委第3号）の一部を次のように改正します。

次の表に掲げる決議の改正部分は下線の部分であります。4番目の下線が抜けておりますけれども加えていただきたいと思います。改正後4番目、定数7名とする。ということです。

附則、この決議は公布の日から施行する。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから提出者に対して質疑を行います。

質疑がある方はお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第3号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号議会広報編集特別委員会設置に関する決議の一部を改正する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議席の一部変更

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議席の一部変更を議題とします。

5番、尾上庄次郎議員より、発言の声が聞こえにくいとの申出がありましたので、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

尾上庄次郎議員の議席を1番に、大安義和議員の議席を5番にそれぞれ変更します。

これより、議会人事を行いますので、理事者の方は一時退席をお願いします。

尾上議員と大安議員は、議席の変更を行います。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時40分）

再開（午前9時41分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 常任委員の選任

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。常任委員を次のとおり指名したいと思います。

総務厚生常任委員に尾上庄次郎議員、児玉隆行議員、構浩光議員、吉永秀俊議員、大安義和議員、大石俊郎議員、口木俊二議員、浪瀬真吾議員、以上8名。

産業建設文教常任委員に、尾上庄次郎議員、児玉隆行議員、構浩光議員、吉永秀俊議員、大安義和議員、大石俊郎議員、口木俊二議員、以上7名をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員と産業建設文教常任委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会を議員控室で開いていただき、委員長・副委員長を互選していただきます。なお、決定の上は、委員長よりお知らせ願います。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 43 分）

再 開（午前 9 時 59 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。

総務厚生常任委員長、大石俊郎議員、副委員長、吉永秀俊議員。産業建設文教常任委員長、大安義和議員、副委員長、尾上庄次郎議員。以上のとおりです。

ここで、日程以外の学校給食センター運営委員の選任を行いたいと思います。

学校給食センター運営委員は、申し合わせ事項により、正副議長及び各常任委員長以外の者より 1 名となっており、産業建設文教常任委員会から推薦が挙がっております。

学校給食センター運営委員に尾上庄次郎議員を選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、尾上庄次郎議員を学校給食センター運営委員に選任することに決定しました。

ここで、除斥のため、副議長と交代します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 01 分）

再 開（午前 10 時 02 分）

○副議長（口木俊二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議長の常任委員辞任

○副議長（口木俊二君）

日程第 4、議長の常任委員辞任を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（口木俊二君）

議長は議会の代表権が与えられて、さらに各委員会に出席して発言できる等、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（口木俊二君）

異議なしと認めます。したがって、浪瀬議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。
議長の入場を許し、議長と交代のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 04 分）

再 開（午前 10 時 04 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 議会運営委員の選任

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、議長において指名します。

尾上庄次郎議員、児玉隆行議員、構浩光議員、吉永秀俊議員、大安義和議員、大石俊郎議員、口木俊二議員、以上 7 人を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会を開いていただき、委員長・副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 06 分）

再 開（午前 10 時 13 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の決定通知を受けましたので報告します。

議会運営委員長、口木俊二議員、副委員長、構浩光議員。以上のとおりです。

日程第 6 選挙第 1 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、選挙第 1 号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

構浩光議員、児玉隆行議員から、一身上の理由により 6 月 10 日付けで東彼地区保健福祉組合議会議員を辞職したいとの申し出に対し、東彼地区保健福祉組合議会議長より、辞職許可の報告並びに欠員の選任依頼がっております。

したがって、欠員 2 名の東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員に、大石俊郎議員及び大安義和議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大石俊郎議員及び大安義和議員が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました大石俊郎議員及び大安義和議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 15 分）

再 開（午前 10 時 24 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告をいたします。

先ほど、議会広報編集特別委員会を開催し、大安義和委員長並びに構浩光副委員長の辞任が許可され、新委員長に児玉隆行議員、副委員長に構浩光議員が互選されました旨、報告をいたします。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 25 分）

再 開（午前 10 時 40 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者の皆様にお知らせいたします。ただいま、お手元に配布しております議員名簿が、各委員会の新しい構成委員及び正副委員長となっておりますので、お知らせいたします。

日程第 7 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 8 報告第 6 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 9 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号))

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、報告第 5 号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）、日程第 8、報告第 6 号専決処分に関する報告について（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第 9、報告第 7 号専決処分に関する報告について（令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号））、以上 3 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 5 号、専決処分に関する報告でございます。

東彼杵町税条例の一部を改正する条例。

次に、報告第 6 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次に、報告第 7 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）でございますが、これは予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 2418 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 75 億 4200 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、決算見込みによる減額の他、基金積立として、庁舎整備に 1 億 1600 万円、減債基金に 5600 万円などでございます。

歳入の主なものは、繰入金 1 億 1420 万 8000 円、地方交付税 1 億 1176 万円などでございます。以上 3 件の詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

報告第 5 号につきまして町長に代わり報告いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定よりこれを報告します。

東彼杵町税条例の一部を改正する条例。

提案理由です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、東彼杵町税条例について規定の整備をすることを専決処分したものです。

主な改正です。

令和 8 年度以降の個人住民税の特定親族特別控除に関する規定整備。軽自動車税種別割の標準税率の見直しに伴う改正。加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例規定の新設です。

詳しい内容につきましては、配布しております資料、報告第 5 号資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明いたします。

資料の表の左側、条項欄では一番上になります、第 18 条は公示送達の確認をインターネット上で閲覧可能にするための改正です。

続きまして、3 段目の第 34 条の 2 で県民税及び町民税の所得割の控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加し、4 段目の第 36 条の 2 第 1 項、その 3 つ下の第 36 条の 3 の 3 第 1 項において、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行っております。

続きまして、下から 4 段目の第 82 条につきましては、軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しにより新たに、「二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの」という区分を新設しております。

その 2 つ下の第 90 条の第 2 項及び第 3 項につきましては、身体障害者等に対する種別割の減免について、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備を行っております。

次のページをお願いします。

3 段目の附則第 10 条の 3 につきましては、大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出が無い場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できることとする規定を新設しております。

続きまして、一番下段の附則第 16 条の 2 の 2 になりますが、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばこの税負担差を解消するため、当分の間の措置としての課税見直し規定を新設しております。東彼杵町税条例の主な改正の説明については、以上になります。

その他、説明しなかった部分につきましても、ただいまの説明の関連や地方税法の改正にあわせて 規定の整備を行ったものになります。

最後に、施行日につきましては、申し訳ありません、資料の方に日付を書いておりませんでした。施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日になりますが、資料の条項の部分に※印で施行日の記載があるものは、記載日付が施行日となります。報告第 5 号については、以上です。

続きまして、報告第 6 号。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定よりこれを報告します。令和 7 年 6 月 10 日提出。

東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

提案の理由。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、東彼杵町国民健康保険税条例について規定の整備をすることを専決処分したものの。

詳しい説明につきましては、別紙の報告第 6 号資料をお願いします。

東彼杵町国民健康保険税条例につきましても先ほどと同様になります。

それでは、配布しております東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。

一段目の第 2 条第 2 項及び第 3 項ですが、課税限度額について改正を行いました。高齢化などによる医療給付費の増加が見込まれる中、保険税負担の公平を図るためのもので、第 2 項で医療保険分を 66 万円へ、第 3 項で後期高齢者支援分を 26 万円にそれぞれ引き上げております。

2 段目の第 23 条第 1 項 国民健康保険税の減額ですが、国民健康保険税については、一定の基準所得を下回る方には、国民健康保険税の均等割及び平等割を減額する制度がございます。

7 割軽減については変更ありませんが、5 割及び 2 割の減額を行う基準について表のとおり見直しが図られ、より広く軽減が受けられるよう改正を行っております。東彼杵町国民健康保険税条例の改正の説明については以上になります。

最後に条例の施行日ですが、すみません、こちらも施行日を記載しておりませんでした、令和 7 年 4 月 1 日となります。報告第 6 号については以上です。

報告第 7 号についてご説明いたします。

令和 6 年度の一般会計補正予算第 10 号は 3 月の町議会定例会後において歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて予算の補正を行ったものであります。

それでは、41 ページ、3 番歳出からご説明いたします。

44 ページをお願いします。

2 款 1 項 5 目財産管理費 24 節積立金は、決算余剰金から過疎地域持続的発展特別事業基金、庁舎整備基金などへ積立金を追加し、ふるさと創生事業基金においては、ふるさと納税の実績により積立金を減額しており、節全体で 8025 万 2000 円を追加いたしました。

その下、2 款 1 項 6 目財政調整基金費 24 節積立金は、こちらも決算余剰金から減債基金へ積立金を追加しており、5600 万円追加いたしました。

65 ページをお願いします。

6 款 2 項 1 目林業総務費 24 節積立金は、森林環境譲与税の余剰金 228 万 8000 円を基金積立しております。

72 ページをお願いいたします。

8 款 5 項 2 目公共下水道費 24 節積立金は、決算余剰金から下水道事業基金へ 3000 万円の積立を行いました。

74 ページをお願いいたします。

8 款 7 項 1 目渉外費 24 節積立金は、収入決定額から大野原演習場周辺整備基金積立を 1 万円追加しております。

歳出に関しましては以上ですが、今説明したものの他は、事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。

また、括弧して財源更正と書かれましたものにつきましては、国県の補助の変更などにより該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

戻りまして、11 ページ、歳入につきましては、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものが殆どとなりますが、33 ページをご覧ください。

18 款 2 項 1 目不動産売払収入 2 節土地建物売払収入は、旧 4 分団詰所跡地や菅無田郷の JA のお茶研修工場付近の町有地売払いにより 358 万 6000 円を追加しております。

また、その下、権利等譲渡収入は九州電力の電線張替え工事に伴う町有地への電線路架設に対する収入 51 万円を追加しております。

その他につきましては先ほど申しました交付額の確定や実績に基づく増減でありますので説明は省略いたします。

次に、7 ページをお願いいたします。第 2 表の地方債補正になります。

こちら起債の目的にあります 20 事業について、実績にあわせ地方債の限度額を補正いたしました。

最後に戻っていただきまして、1 ページから 6 ページの第 1 表は、歳入歳出補正の積み上げになります。合計では 3 億 2418 万 1000 円を減額し、6 年度の最終予算額は 75 億 4200 万円となりました。対前年度比では 10 億 5400 万円、16.2%の増となっております。

以上で、報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりでしたが、報告事項でありますので、これで報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号を終わります。

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 10 | 報告第 8 号 | 専決処分に関する報告について
(令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)) |
| 日程第 11 | 報告第 9 号 | 専決処分に関する報告について
(令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 6 号)) |
| 日程第 12 | 報告第 10 号 | 専決処分に関する報告について
(令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)) |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、報告第 8 号専決処分に関する報告について(令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号))、日程第 11 報告第 9 号専決処分に関する報告について(令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 6 号))、日程第 12、報告第 10 号専決処分に関する報告について(令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号))、以上 3 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 8 号専決処分に関する報告(令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号))。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 3180 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 8774 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、支払い実績減による保険給付費 3630 万円などの減額。歳入の主なものは、県支出金 2740 万 9000 円などの減額でございます。

次に、報告第 9 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 5141 万 6000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 8 億 7400 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費 4472 万円などの減額。歳入の主なものは、繰入金 2038 万 2000 円などの減額でございます。

次に、報告第 10 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 240 万円減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 4316 万 3000 円とするものでございます。

歳出の主なものは、広域連合納付金 139 万円などの減額。歳入の主なものは、一般会計繰入金 240 万円などの減額でございます。以上 3 件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

町長に代わり、まず、報告第 8 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明を加えます。

議案資料の 8 ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたしますが、相対的に実績、また実績見込みに基づく補正を行っております。主なものにつきまして説明いたします。

まず、1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節、委託料につきましては、国民健康保険システム改修業務委託料を実績に合わせまして 200 万円を減額しております。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 18 節、療養給付費負担金につきまして、給付実績見込みから 3130 万円を減額しております。

15 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費 12 節、特定健康診査委託料につきまして、実績見込みに合わせまして 530 万円を減額しております。

続きまして 16 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目基金積立金 24 節、国民健康保険財政調整基金積立金につきましては、余剰金の見込みから 1540 万円を積み立てております。

議案資料の 5 ページをお願いいたします。

歳入について説明いたしますが、歳出と同様、相対的に実績、又は実績見込みに基づく補正を行っております。

主なものにつきまして説明いたします。

3 款 1 項 3 目 1 節、マイナンバーカードと被保険者の一体化に伴うシステム改修補助金で、こちらは実績により 159 万 1000 円を減額しております。

6 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金につきまして、実績見込みにより 2740 万 9000 円を減額しております。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

令和 6 年度の最終予算額 10 億 8774 万円となり、前年度比 0.5%の増となります。

続きまして、報告第 9 号東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）につきまして説明をいたします。

議案資料の 14 ページ、歳出から説明いたしますが、国保会計と同様、相対的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っております。

主なものにつきまして説明いたします。

議案資料の 15 ページをお願いいたします。

2 款 1 項介護サービス等諸費でございます。1 目居宅介護サービス給付費から 9 目居宅介護サービス計画給付費まで、18 節負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みにより合わせて 3985 万円を減額しております。

議案資料の 16 ページをお願いいたします。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費でございます。1 目介護予防サービス給付費から 7 目介護予防サービス計画給付費まで 18 節負担金補助及び交付金につきまして、実績見込みにより、合わせて 233 万円を減額しております。

以降、議案資料 23 ページまで同様に、実績見込みによる減額を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。

同様に実績又は実績見込みに基づく補正を行っております。

議案資料の 5 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、1 節現年度分特別徴収保険料の減額及び 3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収納実績による追加計上を行い、差し引きで 636 万 7000 円を減額しております。

6 ページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫負担金につきましては、歳出実績見込みの減額に合わせまして 1075 万 7000 円を減額しております。

以降、議案資料 12 ページまで同様に、歳出実績見込みに合わせて減額を行っております。

13 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回補正の財源として前年度繰越金 907 万 2000 円を追加計上いたしました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につしまし

ては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略いたします。

これで令和 6 年度の最終予算額は 8 億 7400 万円となりまして、前年度比 2.8%の増となっております。

続きまして、報告第 10 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして説明いたします。

国保及び介護会計と同様に、相対的に実績又は実績見込みに基づく補正を行っております。

議案資料の 8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきまして、健康診査実績見込みにより、また 18 節負担金の人間ドックの受診実績見込みによりまして、合わせて 101 万円を減額しております。

9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、保険料の納付実績見込みなどによりまして、139 万円を減額しております。

続きまして、歳入につきまして説明いたします。議案資料の 5 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料 1 節現年度分につきましては、実績見込みにより、149 万 5000 円を減額しております。

7 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回補正の財源として前年度繰越金 149 万 5000 円を計上いたしました。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明は省略いたします。

これをもちまして令和 6 年度の最終予算額 1 億 4316 万 3000 円となり、前年度比 11.5%の増となります。説明は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 8 号、報告第 9 号、報告第 10 号を終わります。

日程第 13 報告第 11 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 6 年度東彼杵町一般会計)

日程第 14 報告第 12 号 事故繰越しに関する報告について
(令和 6 年度東彼杵町一般会計)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 13、報告第 11 号繰越明許費に関する報告について（令和 6 年度東彼杵町一般会計）、日程第 14、報告第 12 号事故繰越しに関する報告について（令和 6 年度東彼杵町一般会計）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 11 号繰越明許費に関する報告（令和 6 年度東彼杵町一般会計）、次に、報告第 12 号事故

繰越に関する報告（令和 6 年度東野町一般会計）、以上 2 件の詳細につきまして、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり、報告第 11 号についてご説明いたします。

次のページ、令和 6 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

3 月末で完了しなかった 27 事業について記載しております。

2 ページの表の一番下になりますけれども、実際の翌年度繰越額は、合計で 12 億 4449 万 1000 円となります。

1 ページの表にお戻りください、それぞれの事業につきまして現時点での進捗率と完了予定時期について申し述べます。

事業名は、大阪・関西万博地方創生 SDGs フェス出展事業、進捗率は 90%、完了予定は 6 月末でございます。

続きまして、企業誘致対策事業費、進捗率 50%、完了予定は 10 月末でございます。交通影響評価業務委託は 30%、9 月末でございます。公共交通事業費 100%、完了済みです。戸籍住民基本台帳費 20%、7 月末。東彼杵町シルバー人材センター移転費用補助金 75%、7 月末。物価高騰対応臨時交付金事業 50%、翌年 3 月末。児童福祉施設費 72%、7 月末。母子保健事業 60%、11 月末。水道事業会計負担金 70%、8 月末。土地改良事業費 0%、10 月末。林道費 100%、完了済み。東彼商工会東彼杵支所移転費用補助金 95%、6 月末。観光費 100%、完了済み。道路橋梁維持事業 30%、9 月末。道路橋梁改良事業 60%、翌年 3 月末。

次のページをお願いします。

河川管理費 20%、翌年 1 月末。河川改良費 80%、翌年 1 月末。港湾管理費 50%、翌年 3 月末。住宅管理費 25%、12 月末。深澤道路改良事業 30%、8 月末。消防施設費 70%、10 月末。学校管理費（小学校費）100%、完了済みです。学校管理費（中学校費）5%、12 月末。総合会館外壁調査・外部改修設計業務委託 90%、6 月末。図書室移転業務委託 100%、完了済みです。農地等災害復旧事業費 90%、6 月末。報告第 11 号については以上でございます。

続きまして、報告第 12 号についてご説明いたします。

次ページの令和 6 年度東彼杵町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

表にあります道路橋梁維持事業について事故繰越しいたしました。繰越し金額は、5360 万 7000 円でございます。進捗率は 40%、完了予定は 9 月末でございます。説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上説明が終わりしましたが、報告事項でありますので、これで報告第 11 号報告、第 12 号を終わります。

(令和 6 年度東彼杵町水道事業会計)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 15、報告第 13 号予算繰越しに関する報告について（令和 6 年度東彼杵町水道事業会計）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 13 号予算繰越しに関する報告（令和 6 年度東彼杵町水道事業会計）の詳細につきまして、水道課長に説明させます。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

報告第 13 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について説明いたします。

2 枚目の繰越計算書をお願いいたします。

資本的支出の建設改良費、工事請負費におきまして、水道未普及対策事業の八反田郷下川内地区配水管新規設置工事につきまして、管路の布設部分に岩盤が広範囲に存在しておりまして、岩掘削への切り替えを余儀なくされたことで施工能力が低下し、年度内の完了が困難となりましたので、令和 7 年 5 月 30 日まで工期を延長いたしております。現時点の進捗は 100%、5 月末で完了いたしております。

次に、同じく建設改良費の深澤道路水道管移設工事(その 2)につきまして、道路改良工事の進捗に合わせて令和 7 年 8 月末まで工期を延長しております。現時点での進捗は 70%でございます。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 13 号を終わります。

日程第 16 報告第 14 号 専決処分に関する報告について

(龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－工期延長分－)

日程第 17 報告第 15 号 専決処分に関する報告について

(龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－請負金額変更分－)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 16、報告第 14 号専決処分に関する報告について（龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－工期延長分－）、日程第 17、報告第 15 号専決処分に関する報告について（龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－請負金額変更分－）、以上、2 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 14 号専決処分に関する報告（龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－工期延長分－）。次に、報告第 15 号専決処分に関する報告（龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約の変更について－請負金額変更分－）、以上 2 件の詳細につきましては、産業振興課長に説明をさせます。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

報告第 14 号につきまして、町長に代わり説明いたします。

本工事につきましては、令和 6 年 9 月定例会で契約締結の議決をいただき、また 2 月の臨時議会で契約変更について専決処分の報告をした工事であります。

1、変更した工事請負契約 第 6 商 1 号 龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事。2、契約者 東彼杵町長 岡田伊一郎。3、変更契約の内容 契約工期（変更前）令和 6 年 9 月 20 日から令和 7 年 3 月 28 日、（変更後）令和 6 年 9 月 20 日から令和 7 年 5 月 30 日。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1363、会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。5、変更の理由 別発注の東彼杵町バイオトイレ導入業務と本工事の工程調整を行ったことによる工期の延長。6、変更契約日 令和 7 年 3 月 25 日。

説明につきましては、変更内容につきましては、3 月議会で本工事に関する予算の繰越し承認を得たことにより、工期の延長のみの変更であります。

工期延長の理由としましては、先ほど言いましたように、別発注の東彼杵町バイオトイレ導入業務が国庫補助事業であり、予算の繰越しが不可能であったことから、バイオトイレの設置を優先するために工程を調整した結果、契約工期を 5 月 30 日まで延長しております。報告第 14 号の説明は以上となります。

続きまして、報告第 15 号につきまして説明いたします。

1、変更した工事請負契約 第 6 商 1 号 龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事。2、契約者 東彼杵町長 岡田伊一郎。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）5916 万 200 円、（変更後）5947 万 9200 円。4、契約の相手方 住所 東彼杵町郡東彼杵町三根郷 1363 会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う請負金額の変更。6、変更契約日 令和 7 年 5 月 27 日。

変更内容等につきましては、今回の変更で精算変更となりますけども、本体工事の延長などに変更はありませんので、図面等は添付しておりません。

変更内容としましては、作業ヤード確保のために設置した大型土のうにつきまして、工事完了後に不要となった土のう袋は廃プラスチックとなりますので、実績により 7 m³の運搬費、産業廃棄物処分量を追加しております。

また、バイオトイレ設置により不要となりました今までありますトイレの浄化槽の内部消毒費用一式、石粉による埋め戻し 18 m³を追加しております。

主な変更は以上となり、合計で 31 万 9000 円の増額変更となっております。以上でございます。

よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 14 号、報告第 15 号を終わります。

日程第 18 報告第 16 号 専決処分に関する報告について

（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－工期延長分－）

日程第 19 報告第 17 号 専決処分に関する報告について

（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－請負金額変更分－）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 18、報告第 16 号専決処分に関する報告について（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－工期延長分－）、日程第 19、報告第 17 号専決処分に関する報告について（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－請負金額変更分－）、以上、2 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 16 号専決処分に関する報告（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－工期延長分－）。次に、報告第 17 号専決処分に関する報告（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について－請負金額変更分－）でございます。以上 2 件につきましては、建設課長に説明させます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第 16 号につきまして町長に代わり説明をいたします。

1、変更した工事番号 第 6 建 47 号。2、変更した工事請負契約 口木田川浚渫推進工事。3、変更契約の内容 契約工期（変更前）令和 6 年 12 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日、（変更後）令和 6 年 12 月 11 日から令和 8 年 1 月 20 日。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7 会社名 有限会社山田組 代表取締役 山田秀一。5、変更の理由 悪天候等の影響により、施工に適した時期を考慮したことによる工期の延長。6、変更契約日 令和 7 年 3 月 25 日。

本工事につきましては、令和 6 年 12 月の定例会で契約締結及び繰越明許費補正の議決をいただいている工事でございます。

今回の延長につきましては、契約時に繰越明許費補正の議決前で行ったもので、工期末を令和 7 年 3 月 31 日として契約をしておりましたので、実工期に変更をしたものでございます。

続きまして、報告第 17 号の説明をいたします。

1、変更した工事番号 第 6 建 47 号。2、変更した工事請負契約 口木田川浚渫推進工事。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）4776 万 900 円、（変更後）5204 万 9800 円。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7 会社名 有限会社山田組 代表取締役 山田秀一。5、

変更の理由 工事内容の変更に伴う金額の変更となります。6、変更契約日 令和7年5月29日。

報告第17号につきましては、資料として、口木田川の平面図を2枚添付をさせていただいております。

主なですね、変更の理由といたしましては、現場施工の向上のために、図面上に①から⑤まで仮設道路と明記した5か所の河川内へのですね、進入路を新規に設置させていただいております。

また、河川に侵入するために民地を借地し、保全のために仮設材敷き鉄板をですね、計画しておりますが、敷き鉄板がですね、町内リース業者に在庫がなく、佐世保市内のリース会社からの購入と、搬入となったことによりまして、運搬費の増額となっております。

現在までの進捗率は約30%でございまして、順調に進捗をしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第16号、報告第17号を終わります。

日程第20 報告第18号 専決処分に関する報告について
(大音琴川浚渫推進工事(2工区)請負契約の変更について－工期延長分－)

日程第21 報告第19号 専決処分に関する報告について
(大音琴川浚渫推進工事(2工区)請負契約の変更について－請負金額変更分－)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第20、報告第18号専決処分に関する報告について（大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約の変更について－工期延長分－）、日程第21、報告第19号専決処分に関する報告について（大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約の変更について－請負金額変更分－）、以上、2議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第18号専決処分に関する報告について（大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約の変更について－工期延長分－）、次に、報告第19号専決処分に関する報告について（大音琴川浚渫推進工事（2工区）請負契約の変更について－請負金額変更分－）、以上2件の詳細につきましては、建設課長に説明させます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第18号につきまして、町長に代わり説明をいたします。

1、変更した工事番号 第6建46号。2、変更した工事請負契約 大音琴川浚渫推進工事（2工区）。3、変更契約の内容 契約の工期（変更前）令和6年12月11日から令和7年3月31日、（変

更後) 令和 6 年 12 月 11 日から令和 8 年 1 月 30 日。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1363 番地 会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。5、変更の理由としましては、悪天候等により施工に適した時期を考慮したことによる工期の延長です。6、変更契約日 令和 7 年 3 月 25 日となります。

本工事につきましては、令和 6 年 12 月の定例会で契約の締結及び契約繰越明許費補正の議決を頂いている工事でございます。

今回の工期延長につきましては、契約時に繰越明許費補正の議決前で工期末を令和 7 年 3 月 31 日として契約をしておりましたので、実工期に変更したものととなります。

続きまして、報告第 19 号について説明いたします。

1、工事番号 第 6 建 46 号。2、変更した工事請負契約 大音琴川浚渫推進工事 (2 工区)。3、変更契約の内容、契約金額 (変更前) 6192 万 4500 円、(変更後) 6389 万 5700 円。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1363 番地 会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う契約金額の変更となります。6、変更契約日 令和 7 年 5 月 28 日。

資料といたしまして、大音琴川 2 工区の平面図を添付させていただいております。

主な増額変更の理由といたしましては、図面上中央にですね、里道、路肩補強大型土のう N=30 袋と表記しておりますが、河川への侵入のために工作用ですね、道路を利用した計画、進入を計画しておりましたが、工作道路がですね、路肩が不安定でございまして、安全確保のために路肩補強を新規に設置しているところでございます。

また、河川で進入するために民地を借地し、保全のために仮設材、敷き鉄板を計画しておりましたが、仮設材がですね、町内リース業者に在庫がなく、大村市内のリース会社からの搬入となったことによりまして、運搬費の増額となっております。

現在までの進捗率は 50%であります。順調に進捗をしているところです。説明は以上となります。

○議長 (浪瀬真吾君)

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 18 号、報告第 19 号を終わります。

日程第 22 報告第 20 号 専決処分に関する報告について (事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長 (浪瀬真吾君)

日程第 22、報告第 20 号専決処分に関する報告について (事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて) を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

報告第 20 号専決処分に関する報告 (事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)。詳細につきましては総務課長に説明させます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

報告第 20 号につきまして、令和 7 年 4 月 5 日に専決処分をしましたので、町長に代わり説明を報告させていただきます。

議案 2 ページ進んでいただきまして、事故の概要を申し上げます。

令和 7 年 3 月 14 日午後 3 時 30 分ごろ、町職員、これは地域おこし協力隊となります。が業務のために、研修先の法人が所有する車両を運転し、狭い路地の交差点を左折しようとしたところ、正常に曲がりきれずに巻き込むような形で民家の軒先と車両の荷台部分の左側、左側面が接触をしまして、軒先と車両を損傷させたものでございます。

次のページに事故発生状況図を添付をいたしております。

その写真にはですね、上段の方の 3 枚が民家、そして下段が車両損傷した部分ということで掲載をいたしております。

戻っていただきまして、損害賠償額につきましては両方合わせて 46 万 2100 円を支払うことで、今後、本件に関し双方とも裁判所又は裁判外においても、一切異議申し立て請求を行わないということを誓約する示談書、4 月 5 日付で締結したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 20 号を終わります。

日程第 23 報告第 21 号 専決処分に関する報告について

（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号））

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 23、報告第 21 号専決処分に関する報告について（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号））を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 21 号専決処分に関する報告（令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号））。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 46 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 7726 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出に損害賠償金 46 万 3000 円を追加し、歳入に繰越金 46 万 3000 円を追加するものです。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして、報告第 21 号をご説明いたします。

それでは 6 ページをお開きください。3 番歳出から説明いたします。

2 款 1 項 7 目の企画費に、先ほどの報告第 20 号で報告がありました損害賠償金として 46 万 3000

円を計上いたしました。

戻っていただき、5 ページをお願いいたします。2 番歳入でございます。

21 款 1 項 1 目繰越金に先ほどの損害賠償金の財源として 46 万 3000 円を追加いたしました。

1 ページ 2 ページの第 1 表、3 ページ 4 ページの事項別明細書はただいま説明いたしました金額の積み上げになりますので、説明は省略いたします。報告第 21 号については以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 21 号を終わります。

日程第 24 議案第 37 号 東彼杵町上下水道事業経営審議会条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 24、議案第 37 号東彼杵町上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 37 号東彼杵町上下水道事業経営審議会条例の制定について。

提案理由につきましては、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について審議を行うためでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは、議案第 37 号東彼杵町上下水道事業経営審議会条例の制定について、内容をご説明いたします。

なお、参考資料としまして、本条例の施行規程（案）を配付をいたしておりますのでご参照いただければと思います。

上下水道事業におきましてはそれぞれの経営戦略でご説明をいたしました、現状非常に厳しい経営状況にあります。

維持管理費の増加に加えて人口減少による収益の悪化は将来的にもさらに顕著となる見込みであり、事業運営を維持するためには適切な料金水準の検討が不可欠であると考えております。これにより、料金改定も避けては通れないというふうに考えております。

このため、料金改定も含めて上下水道事業の経営に関して有識者や町民からの意見を反映し、意思決定を適切に行うため審議会を設置したいと考えております。

それでは条例をご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条に設置としまして、上下水道事業の経営に関する事項を審議する目的で審議会を設置するというふうに規定をいたしております。

第 2 条は所掌事務としまして、管理者の諮問に応じ、必要な事項を調査及び審議を行い答申する

ということを定めております。

第3条は組織を定めておりまして、委員を10名以内とし、第2項各号にその範囲を規定いたしております。

第4条は、会長及び副会長を、第5条に委員の任期として2年と定め、第2項は再任を妨げないものということで規定いたしております。

第6条に会議、第7条は意見の聴取等として、必要に応じて委員以外の出席と資料の提出を受けて可能とするものとして規定しております。

第8条に庶務として、庶務については水道課が処理するというふうにいたしております。

第9条の委任として、本条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めると規定いたしております。

参考資料としてお配りいたしております本条例の施行規程（案）ということ定めております。

附則につきまして、附則の1は施行日として公布の日から施行することと定め、2に委員報酬に関して定めております。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を定めており、別表の食育推進会議委員の次に、上下水道事業経営審議会委員の報酬としまして、日額6000円を追加いたします。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

施行規程の（案）1ページをお願いします。

その施行規程（案）1ページをお願いします。

その施行規程（案）の第3条にある（1）と（4）についてお尋ねしたいと思います。

（1）の学識経験者、これも公布の日から指定されつついうことから、もう既に選定しておられると思いますけれども、その学識経験者2名の方はどういう方なのか。

それから、その下にある（4）各種団体に属する者2名以内とありますが、各種団体とはどういう団体なのか。この2点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

第3条のまず（1）の学識経験者でございますけれども、これについては水道事業、あるいは下水道事業の経営に関し知見を持たれております大学等の教授の先生、あるいは公認会計士の方、それらの方でお願いできればというふうに考えております。具体的には、どの方というのはまだ決めておりません。

それから、(4)の各種団体ですけれども、やはり水道料金・下水道料金につきましては、生活に直接関係する密接不可分なところがありますので、高齢者関係の意見を吸い上げるということであれば、社会福祉協議会とか、あるいは民生委員、そういったところの団体からこの審議会の方に入っていただければというふうに考えております。

正式には管理者であります町長の方とも打ち合わせをしまして、人選の方は詰めていきたいと、条例にご承認をいただいた後にそういう作業に入っていきたいということで考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

審議会の招致は選ばれた方の中から会長を選んで、会長は招集するというふうになってるんですけども、町としてですよ、会長選ばれた方も審議会の頻度というのはやっぱり町がある程度いつやるか、1年間に年間に何回やるかとか、その時の状況にもよるんでしょうけども、その辺の頻度はどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

通常この審議会というところですね、選んでいただいて、承諾をいただければ、庶務が水道課が行いますので、一応提案はこちらからさせていただいて、審議の状況においては、なかなか結論が出ない時はまだ長くなる可能性もありますので、その辺を見極めながら、進めていただければと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

1点確認をしたいんですけど、条例名がですよ、東彼杵町上下水道経営審査会条例ってなってますたいね。設置の中ではですよ、東彼杵町の水道事業及び下水道事業でなっているんですけど、何かこう上と合わせる場合ですよ、例えば東彼杵町上水道事業ってしたほうが良いんじゃないのかな。その見解をちょっと求めます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

審議会名につきましてはですね、一般的に水道と下水道を分けるときにですね、こういった呼び方にいたしております。

ただし、企業会計として運営しているのは水道事業ということで決算報告もいたしておりますし、予算もご承認をお願いいたしておりますので、そういうことで、第1条の設置には水道事業及び下水道事業ということでうたっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第25 議案第38号 東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第25、議案第38号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第38号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由につきましては、システムの標準化において、他業務との個人番号による連携上必要となるためでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

町長に代わりご説明をさせていただきます。

国の「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」、この法律によりまして、今年の本町の場合は11月を目途に、全国自治体がマイナンバーを活用した電算標準化ということで全国自治体に取り組んでおります。一部、大都市部、政令指定都市あたりは経費がなかなか追いつかないということで遅れているようでございますけれども、本町においても11月を目途に準備を進めているところでございます。

地方自治体がマイナンバーを使った事務・事業を行う時には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」ということで、各自治体、法律、条例を定めなければなりません。

この条例が「東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」ということになります。

今回の改正ですけれども、提案理由の中段にありますように、住登外者宛名番号管理機能といい

ます。

住登外者というのは、東彼杵町の方に住民登録がない方を一律住登外者といいます。

このマイナンバーの事務・事業で行うことができるということをこの条例に記載するということですね、次の 1 ページ目から 13 ページまでであるような中にですね、それぞれ住登外者という文言が最後に付け加えられているかと思えますけれども、そのための条例改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

この住登外者、今、総務課長が言われましたように、例えば大学生あたりがそういう方に該当してくるんじゃないかなと私は想定してますけども、そういう住登外者が町内に何名ぐらいおられるのか把握しておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと今、データが持ちませんので、午後からでも報告させていただきたい。すみません。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 38 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 39 号 東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 26、議案第 39 号東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 39 号東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由につきましては、町内事業者の更なる活用を促すためでございます。

詳細につきましては、産業振興課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

議案第 39 号につきまして、町長に代わり説明いたします。

令和 6 年度より供用開始しました行政財産である東彼杵町多目的駐車広場キッチンカースペースにつきましては、地方自治法第 238 条第 4 項に基づく行政財産かつ同法第 244 条に基づく公の施設であり、使用料につきましては設置管理条例により定められております。

当該使用料金につきましては、制定当初は市場調査等に基づき決定しておりますが、平日 3000 円、休祭日 5000 円で、町内の方、町外の方とも一律としております。

しかしながら、当該キッチンカースペースにおいては、特に町内事業者においてチャレンジシブ的な活用を図っていただくことにより、商品の開発の促進、市場調査の場として活用を促す趣旨もあることから、町内事業者につきましては、規定の額の 2 分の 1 とし、平日は 1500 円、休祭日は 2500 円とする旨の改正となります。

新旧対照表をお願いいたします。

東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の別表の中の備考に、「3、キッチンカースペースの項において、使用者が町内に住所又は主たる事業所を有する事業者である場合の使用料は、料金の欄に掲げる額の 2 分の 1 とする」を加えるものです。

附則、この条例は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

町内事業者のですよ、数。それからどのくらい利用されたのか、わかれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

町内事業者の数は今現在わかっておりませんが、今まで利用された数が 13 社でございました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

できれば、今年ので良いですから 1 月から 5 月までの実績。特に 5 月あたりはどのくらいあったのかですね。

それで、この条例を出すならですよ、13 と今答弁がありましたけど、せめて町内がいくらちゅうのは取っとかんとですよ、これを半額にする条例の改正が意味がないんじゃないかと思いますよ。

例えば 13 のうち、もう町内が半分とか 2 件とか 1 件とか、わかりませんけどね。そのそういう実績がないと町内の方がこれから多かったから、町内の方を半分にするとか、町内の方が少なかったから町内の方にもっと知って欲しいから、その町内の方は半額にすればもっと町内の方が利用できるんじゃないかというようなことを言わないとこれを改正する意味がないじゃないですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは先ほどの、当初説明しましたように、町内事業者の利用促進を図るということで、目的でございますので、例えば、今、鯨とかそういうのがありますけれども、色んな形で使わせてもらっておりますので、キッチンカーを。町内業者の利用を促進するためにやっぱりですね、毎回祭りとか、そういう事業に進出していただきたいという気持ちもございまして。

確かに、その 13 社のうち何社があるかどうかはまたちょっと詳しくわかりませんが、少なくとも 1 台 2 台であっても私は町内事業を優先事業者というか、優先させたいという気持ちもありますものですから。

やはり、なんといっても基本的にはですよ、町内の事業者が儲かっていただいて税金を町内に戻してもらって、町にですね、そういうことが趣旨でございますので、1 社でもあれば私はこれを毎回ここで、半額なら出られるか出られないかわかりませんが、そういう形でございますので、実績数もそれは当然大事ですけども、また後でご報告させますけど、目的がそういう気持ちでですね、出させていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

やはりこれを、特に町内、町外と言わずですよ、これをキッチンカースペースをやっぱり利用するということは、登録制にしとったほうが、後のキッチンカースペースを活用するに非常に便利で

はないのかなと思いますけれども、この点、町長、登録制っちゅうとは全く考えておられないんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

キッチンカースペースっていうのは、設ければ設けられるんですけど、こっちで枠を決めているところだけじゃないもんですから、町内業者、枠がですね、やっぱり何か所か設けるような形になりますので、町外の方も一緒に並列してもよろしいという形で。

ただ、町内業者がですね、たぶんその13社じゃなくて、1社で13回の利用だったそうです。13社のうち1社だそうです。すみません。1社、今のところですね。

だから、登録をしようとするまいが、やっぱり町外の方も来ていただきますもんですから、そういうことでまた違うスペースも使いますし、それで祭りの状況とかですね。

今度、特に私が考えておりますピース文化祭っていうのが9月から始まって、10月でしたかね、うちで事業をするように計画をしておりますので、あとは浮立とかそういうのを屋外の舞台に作ったりするので、そういう時には是非町内業者優先して、優先してというか、金額が安くても来ないっていう方もいらっしゃいますけれどもですけれどね。今のところは1社だけだそうですので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

したがって、今のところ1社ですよ。だからこれを多く広げるためにですよ、町内優先、私それで良いと思うんですけども、このキッチンカースペースをどんどんどんどん利用、活用してもらうために、事前PRと広報もしていかなきゃいけません。

それから、事前登録制にしとったほうが、キッチンカースペースを活用する時に、これ許可するのは当然役場ですよ。役場がなろうかと思しますので、その時の許可も容易になってくる、使用の、事前申請の。

こういったことも踏まえて容易性、キッチンカースペースの利用の利用性ということで、私は先ほどから事前登録制にされとったほうがよろしいのではないのかなと。そして、広めることによって、この利用をさらに活発化していく。こういう工夫も必要ではないのかなっちゅうことで町長のお考えをお聞きしているわけでございます。もう一度お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回の目的は、その登録とか何とかじゃなくて、金額が半額にしてですよ、町内だけ、町内だけです、事業所があるところもそうですけれども。そういうことでまず進めていきたい。

それで、今までも実績でも、町内、町外ってお見えになっていて、祭りの当然その実行委員会がそういう打ちますのでですね、こういう募集を。そういうところで、もう来られた方はすべて、ス

ペースがある所はお願いをしていきたいと思っておりますので、とりあえず町内で持つ事業者とか個人でされるキッチンカーの方はもう半額で先に進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 39 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 0 時 01 分）

再 開（午後 1 時 15 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの可決した議案第 38 号で回答もれがあった分をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

住登外で大石議員から質問がありました先ほどの議案の件で、総務課長の方から説明しますのでよろしくお願いします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

住登外ですね、住民登録外者がどのぐらいいるか、データ件数そのものは5万件ぐらいあります。5万件ぐらいあります、データそのものは。これは住登外者ということで、任意の団体も入りますし、亡くなられた個人の方も入りますし、当然町外におる方もあります。町外でうちに固定資産税を持たれている方に番号を振る場合も住登外という形になります。当然学生さんも入ります。転出者も入りますしですね。

そういった方々すべてデータ件数合わせますと、大体5万件ぐらいデータそのものにあると。ただし、一旦出られるとその方がもう既に故人になられている。亡くなられている場合があるかと思いますので、マイナンバーで取り扱う業務というのはあくまでも生で、生きて、そうですね。

ですので、あくまでも想定ですけれども、対象者は3万人ぐらいだと思います。

実際、この標準化を使って利用する方というのはもっと少なくなります。実際、業務で使用するのですね、データベースとしては大体3万件ぐらいではないかということで想定されますので、以上説明いたします。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 27 | 議案第 40 号 | 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 28 | 議案第 41 号 | 東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 29 | 議案第 42 号 | 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 30 | 議案第 43 号 | 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 27、議案第 40 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 28、議案第 41 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例、日程第 29、議案第 42 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 30、議案第 43 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上、4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 40 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由につきましては、水道法施行規則の一部改正により、条例の改正を行うものです。

次に、議案第 41 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

提案の理由につきましては、国土交通省の技術的助言に対応するため、町条例の改正を行うものです。

次に、議案第 42 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由につきましては、標準下水道条例についての一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。

次に、議案第 43 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由につきましては、標準下水道条例についての一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。以上 4 件の詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 40 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。

一部改正の内容としましては、水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者の資格要件につきまして、国家資格であります 1 級土木施工管理技士が追加されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものです。

なお、この布設工事というのは、水道課が発注する公共工事、これの監督業務を行う職員の資格ということになります。業者ではなくて職員ですね。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

布設工事監督者の資格を規定いたしております、第 3 条第 1 項中、第 11 号を第 12 号といたします。そして、第 10 号の次に 11 号を加えます。(11) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上、上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

施行日としましては、附則に、公布の日から施行するということで定めております。

次に、議案第 41 号をお願いいたします。

なお、議案第 41 号から 43 号の 3 件につきましては、災害時の被災地におきまして、早期の生活再建を図るための措置ということで見ていただければと思います。

それでは、議案第 41 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

現行の条例では給水装置工事は、管理者が指定した指定給水装置工事事業者が施行すると定めております。

令和 6 年 1 月に発生しました能登半島地震におきましては、給水装置工事を担う業者自身が被災したり、様々な工事事業者が集中したことなどにより、給水装置工事事業者の確保が非常に困難な状態・状況となり、家庭において水が使用できない状況が長期化しております。

このため、災害、その他非常の場合においては被災地における給水装置工事の適切な実施と、宅内配管の早期復旧を図るために他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、令和 7 年 4 月 22 日付で、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定による国土交通省の技術的助言としての通知が発出され、それに対応するために本条例の一部改正を行

うものであります。

それでは新旧対照表をご覧ください。

工事の施行について規定いたしております第9条第1項に次のただし書きを加えます。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りでない。

施行日については、公布の日から施行するということで附則で定めております。

次に、議案第42号をお願いいたします。

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例になります。

これも、先ほどと同様に被災地における生活再建、早期の生活再建を図るための措置でございます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。

排水設備等の工事の実施について規定しております第6条の次に、第6条に、次のただし書きを加えます。

ただし、災害その他の非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた指定業者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

施行日につきましては、給水条例と同じように公布の日から施行するということにいたしております。

次に、議案第43号をお願いいたします。

東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例になります。こちらも改正の趣旨は同じでございます。

新旧対照表をご覧ください。

排水設備等の工事の実施について規定しております第8条第1項に、次のただし書きを加えます。

ただし、災害その他の非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた指定業者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。というふうに追加をいたします。

施行については、同じく公布の日から施行するというふうに附則で定めております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第40号をお願いします。

第3条のですね、(11)に書いてあります1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術の実務に従事した経験を有する者、新設されたんですけども、これ町には何名のこの資格者を有しているんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

1級の土木施工管理技士の有資格者は、たぶん1名職員でいると思いますけれども、その有資格者が3年以上上水道の本町の上水業務に従事したというところがありませんので、今のところこの追加された資格要件に満足する職員はゼロということで認識いたしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

という、この3年に満たすまでにあとこの1名の方がですよ、あとどのくらいね、歳月を要するのかというのが1点。

しかし、それまでの間、0名で、要するにできないわけです、管理に係るやつは。

そうすると、これは水道課として、町としてどのような処置、部外に委託するのかなどということになりますけど、その点はどうなっているんでしょうかね。その点お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず1点目のご質問に対してですけれども、現在1級の土木施工管理技士の有資格者につきましては水道課の職員ではありませんので、異動した後3年経過ということになります。

それから2点目のご質問ですけれども、この布設工事監督者の資格要件につきましてはこの1点だけではなくてですね、水道技術管理者であればこの布設工事監督者の資格に合致するということで、従来運用をいたしております。現在4名水道施設係に在籍しておりますけれども、うち3名は水道技術管理者の資格を有しております。そして3年以上の実務経験を有しておりますので、特段現在の業務には支障がないと。

それから、布設工事監督者を配置しなければならない工事というのは水道課で所管する工事の全てではなくて、特にろ過池とか浄水池ですね、そういう上水道施設の新設、あるいは大規模な改築、そういう大型事業に限って設置をするということで第2条で工事の種別を定めております。

通常、老朽管の布設工事とかで行っております工事については、この配置を規定する工事に当てはまらないということになります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まずそういうことで、小さな町ですね、本当に1級を持った人もいるんですが、他の部署に配置をしなくちゃいけないもんですから、どうしてもこういう当てはまるところができませんけども、工事はできますので、そういう形で了承をお願いしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 44 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 31、議案第 44 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 44 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2798 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 66 億 524 万 7000 円とするものでございます。

提案理由といたしまして、歳出の主なものは、デマンド交通車両付属品取付手数料など 498 万 7000 円、コンテナハウス購入費など 1011 万 2000 円。

歳入の主なものは、県支出金 631 万円、繰越金 1160 万 1000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして議案第 44 号についてご説明いたします。

それでは 12 ページをお開きください。3 番歳出から説明いたします。

2 款 1 項 10 目地域づくり推進事業費 8 節旅費は、大阪・関西万博への修学旅行にかかる宿泊費が当初の想定よりも高くなる見込みのため、50 万 1000 円を追加いたしました。

その下 12 節委託料は、空き家等の活用で地域の賑わいづくりをめざすプロジェクトとして地域おこし協力隊への委託料 370 万円を追加しました。

12 目公共交通事業費 10 節需用費は、5 月までに予備費の充用が必要となる程の町営バスの大規模修繕が発生しております。今後同様の修繕が必要となった場合に町営バス及びデマンド交通の運行に支障をきたすことがないように修繕費用 50 万円を追加しました。11 節役務費はデマンド交通の本格運行にあたり、車両へのタコグラフの設置を行うもので 28 万 6000 円を追加しました。

13 ページをお願いします。

2 款 5 項 2 目各種統計調査費 3 節職員手当及び 12 節委託料は、当初、調査票の封入封緘作業を職員による時間外での対応を想定しておりましたが、保管、仕分け、封入封緘作業を事業者へ委託することで確実かつ効率的に作業を進めることができるために、支出科目の変更をしております。

14 ページをお願いします。

3 款 1 項 3 目障害福祉費 12 節委託料は、報酬請求システムのサービスコード表の一部修正及び就労選択支援の創設に伴うシステムの改修に要する費用を合計で 136 万 4000 円追加いたしました。

15 ページをお願いします。

4 款 2 項 1 目塵芥処理費 18 節負担金補助及び交付金は、東彼地区保健福祉組合のごみ処理施設費の分担金について、当初より追加があったため、55 万 6000 円を追加しました。

16 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金の農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金は、燃油・肥料などの使用量の低減に資する機器の導入に対し半額助成をするもので、今回はいちごや水稻農家など 6 件の予定で計上しています。

ながさき農林業グリーン化総合対策事業費補助金につきましては、取組み予定者から要望の取り下げがあったため事業費を皆減しております。

ながさき農業気候変動総合対策事業補助金は、猛暑や豪雨など顕著になる気候変動に強い産地づくりに資する機器や資材の導入に対し、県 3 分の 1 以内、町 10 分の 1 以上を補助するもので、いちご農家 5 件の予定で計上しております。節全体で 612 万 2000 円追加しました。

17 ページをお願いします。

7 款 1 項 3 目観光費 12 節委託料ですが、龍頭泉に設置したバイオトイレの保守については、地元業者への委託を予定していますが、初回につきましては機器の説明などの引継ぎもあることから、施工業者のスポット保守費用として 29 万 8000 円を追加しております。18 節負担金補助及び交付金は、観光協会への補助事業として予算計上しておりましたが、地域活性化センターへの申請が不採択となったため皆減しております。

7 款 1 項 4 目道の駅管理費 12 節委託料は、道の駅側からの多目的駐車広場への出入り口につきまして、2 月の町政懇談会において夜間閉鎖の要望があったことから、閉鎖業務の委託料として 49 万 4000 円を追加しております。

18 ページをお願いします。

8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は下水道事業会計負担金は、下水道事業会計の補正予算で計上しております管渠築造費及び測量費の財源として 107 万円繰出すものです。

19 ページをお願いします。

8 款 6 項 1 目住宅管理費 12 節委託料は、公営住宅の管理人を引き受ける人がいない団地が出てきており、管理人が不在でも住宅使用料から共益費を徴収できるように公営住宅システムを改修するための費用として 18 万 5000 円を追加しております。

20 ページをお願いします。

9 款 1 項 2 目非常備消防費 12 節委託料及び 17 節備品購入費は、消防団員に無人航空機の国家資格を取得させ、ドローンを配備することで災害対応力の強化を目指し、併せて消防団の新たな魅力

としての情報発信を行うことで、新規入団者の獲得につなげるために、目前体で 479 万 6000 円を追加しております。

21 ページをお願いいたします。

10 款 3 項 1 目学校管理費 12 節委託料は、スクールバス運転手の休息所として設置するコンテナハウスの建築確認申請業務及び東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事の工事監理業務の委託費用として合計で 378 万 4000 円を追加しました。17 節備品購入費は先ほど申しましたスクールバス運転手の休息所として設置するコンテナハウス及びハウス内に設置するエアコンの購入費用として合計で 611 万 1000 円を追加しました。

22 ページをお願いします。

10 款 5 項 2 目教育センター費 17 節備品購入費は、教育委員会事務所の既存プリンターが故障により使用できなくなったため、カラープリンターの新規購入費用として 21 万 7000 円を追加いたしました。

4 目文化ホール費 14 節及び 17 節は、内容を精査したところ備品購入費ではなく工事請負費としての支出が適切であることから支出科目の変更を行っております。歳出は以上となります。

6 ページをお願いします。2 番歳入になります。

16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金 1 節社会福祉費補助金は、報酬請求システムの改修は事業費の 2 分の 1 が国庫補助となりますので 68 万 2000 円を追加しております。

7 ページをお願いします。

16 款 3 項 4 目消防費委託金は、消防団にドローンの配備などを行う消防団の力向上モデル事業は消防庁からの委託事業として実施しますので、費用の全額となる 479 万 6000 円を追加いたしました。

8 ページをお願いします。

17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金は事業費の 2 分の 1 以内、ながさき農業気候変動総合対策事業補助金は事業費の 3 分の 1 以内が県補助であり、ながさき農林業グリーン化総合対策事業補助金の皆減と合計しまして、631 万円を追加しております。

9 ページをお願いします。

20 款 1 項 5 目教育文化施設整備基金繰入金は、コンテナハウス設置に伴う費用の財源として 659 万 5000 円を追加しました。

10 ページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源としまして 1160 万 1000 円を追加いたしました。

11 ページをお願いします。

22 款 5 項 6 目雑入は、観光協会への補助事業として地域活性化センターへ申請しておりました市町村振興共同事業が不採択となったため 200 万円減額しております。歳入については以上になります。

最後になりますけれども、戻っていただきまして、1 ページから 3 ページまでの第 1 表、4 ページ 5 ページの事項別明細書、23 ページ以降の給与費明細書につきましては、ただいま説明した金額

の積み上げになりますので説明は省略いたします。議案第 44 号については以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。5 番、大安義和議員。

○5 番（大安義和君）

44 号の件について関連ですけれども、ちょっと私も新人ですので、よく理解が乏しいんでちょっと教えていただきたいんですけど、例月の検査結果を頂いておりまして、そこに 5 月の 20 日と 21 日に分けて監査が、検査が行われております。その中で、検査結果の一番末尾の段に令和 7 年度においては、昨年度当初に一時借入れ 2 億円がなされたと。これは、ちょっと私もわからないのですが、ちょっとご説明いただきたいと思うんですけど、以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これ本当に現金が不足した段階になりましたので、通常、別の意見でも、基金を取り崩して充てればいいんじゃないかというふうにもございましたけれども、一部取り崩せばもう今までの積み上げの利息が全くゼロになりますし、一時借入れと申しまして、すぐ今度、交付税とか補助とかが入ってきたときに返せることでございますので、これは当初予算にそのための限度額を認可をいただいておりますので、この一時借入れの問題につきましてもこれは執行部の裁量権だと私は考えておりますので、その辺でご理解いただければと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番、大安義和議員。

○5 番（大安義和君）

そうしますと、当初ですから 5 月 6 月というのも、こういうのが続くんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょうど出納閉鎖がですね、5 月末にこの地方公共団体になっているものですから、そういう面で繰入れといいますか、お金がちょうど不足する時もあるものですから、ちょっと詳細につきましては会計管理者の方がしておりますので、会計管理者の方で説明させます。会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

一時借入金につきましては、年度末の 4 月 5 月ですね、そこら辺の支出が重なる時期につきましては、現金が不足する事態がありますので、前もって指定銀行の方から借りまして準備をしておくようにしております。

今回、ちょっといつにもなくですね、現金の残高が少ないもんですから、7 年度の予算に対してもですね、ちょっと現金が不足が見込まれたものですから、借入れを 2 億円、4 月の段階でですね、

行っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番、大安義和議員。

○5 番（大安義和君）

4 月の段階ですけれど、5 月、6 月も続きますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

4 月、5 月と実際のところですね、2 億円 2 億円借りて計 4 億円借り入れしましたけども、6 月 10 日、昨日の時点でですね、指定金の方に返済をしております。ですので、今借り入れはゼロとなっています。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

今、いみじくも新しい議員さんが資金繰りのことについて私もびっくりしたんですけど、広報紙に、私監査しているからあんまり言われんとですけど、5 月の広報紙に 5 億円の借金残高ということがありましたね、町民の皆さんにお知らせをされたんですけど。

大体、一借りの場合大体年度内は年度内処理が私は適正だと思うんですね。

例えば、出納閉鎖期間で 4 月 5 月に県の支出金とか、そういうのが来る場合もありますけど、基本的にやはり 5 億円借りた借金はやっぱり年度末の 3 月に私は返すのが普通のあり方じゃないかと思うんですけど。今の話を聞いておりますと、たぶん 4 月に借入れをしたっちゃうことが、その 5 億円の、その一借りの部分の返済はいつされたんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

6 年度分の借入れにつきましては、出納閉鎖期間内ということで 5 億返したのは、ちょっとはつきりは日にちは覚えてまいせんけれど、出納閉鎖期間内に全部 5 億円は 6 年度分ですね、その分の借りた分は、全額返済しております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

それは当然 6 年度分ですからね、4 月 5 月にまたがって返すんですけど、私が言ったのは、基本的には年度末に返すべきじゃなかったかということ言ってるんです。

それと、4 月になってから返したとつちゅうことなんですけども、原資、返した原資が、なにか今の話を聞いていますと、一時借りをまた 4 月にして、ね、4 月にして、それで借金を借金して返したような話に聞こえるんですよ。借金をして借金を返したというようなちょっと話に聞こえたものですから、当然 5 億円を返したのが先で、その後、2 億円、4 月に 2 億円、今の話を聞きますと 5 月にまた 2 億円ということでされてますけど、それを返すのは当然ですよ。しかし、現金が足りなかったから。普通ありえんでしょう、普通。私今まで議員してますけど、4 月 5 月に一借りをするつちゅうのは私初めて聞いたんですけど。

普通やったらですよ、当初予算の、例えば給料のボーナスを払って 8 月とか、後の 8 月とか、当初予算で決まっていた工事の請負金額は、請負が決まって、前渡金とかそういうのが大体 8 月 9 月から始まりますから、そこら辺でね、一借りをするのはわかるんですけど、年度当初、4 月、いきなり一借りをしなければならないと私初めて聞いたんです。会計管理者、こういう事例は前までありました。記憶にありますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

例年ですと、年度末ですね、3 月ぐらいから資金がですね、ちょっと苦しくなってくるんですけども、支払が重なってですね、年度末はですね。大体 2 億円の借入で済んでいたんですけども、昨年の、そうですね、半ばぐらいからですね、例年より 2 億円ぐらいですね、現金が少ないような状況で推移をしてきて、年度末ですね、結構大きな工事の前払い金とかですね、あとあそこの泉屋さんの支払いとかですね、ちょっと大きな金額の支出も重なったものですから、現金のちょっとやりくりをですね、苦しいところがございまして、借り入れがいつになく限度額一杯ですね、借りするような事態になってます。

ですので、私としても初めての対応をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

今、聞いたように、私もたぶんこういうのは経験があまりなかったもんだからちょっと念のためにお聞きしたんですけど、やはりかなり資金繰りが厳しいようでございます。

そういうことですね、こういった、やっぱり財政状況というのは、やはり我々議員もさることな

がら、やはり、課長の皆さんもね、やはり、たまには会計管理者とか税財政課長のところ行って、財政状況はどうなのか、資金繰りはどうなのかというのをね、やはりそういった横串を通したですね、やはり心配りをして欲しいと思うんですよ。

やっぱり、ちょっと財政が今のお話を聞いてますとなかなか厳しい状況にあるようでございますんで、こういう認識をですね、課長さん全部も、やはり認識を統一していただく必要があるんじゃないかということですね、町長あたりからですよ、たまにはこういった財政状況もですね、課長会が月に何回かあるでしょうから、そういう時に共有の認識として、やはりお知らせをしていくべきじゃないかというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ただいまの会計管理者が言いましたのは、泉屋さんはですね、起債が対応できるようになったものですから、ただ起債というのは後から入ってくるものですから、一応現金で立て替えてします。

そういうことで、課長さんたちもそういう共通の認識していただいておりますが、今後、私、課長会でも申しましたが、出張とかですよ、そういうのも団体で行く時には公用車を使うという形で小さいことからですね。

だから、県外、県外はもうほとんど他に紐付きである所しかなるべくもう行かないようにしております。私も東京によく行きますけども、これはもう道路協会とか、そういう上の紐付であるところで行くんですよ。

今度の職員共済組合員もたまたま理事長になってるものですから東京に行かなければならなかったんですが、それも国から出るお金で行きますので、これはもう全職員もお願いをしております。

今、本当に現金が足りませんけど倒産するような形ではありません。今、吉永議員がおっしゃったんですけどですね。

そういう形で基金も確かにあって、基金も使えば基金は使われることもあるんですが、これは一応貯めて、なんとかもしもの時に使わなくちゃいけませんから。そういう形でしていますので。

課長会の度に私職員の皆さんにお願いしてます。少しのことから、塵も積もれば山となるという形で、少しでも節約してですね、これはいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第32 議案第45号 令和7年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第33 議案第46号 令和7年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 32、議案第 45 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）、日程第 33、議案第 46 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上、2 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 45 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、全体の予算は支出が 2 億 4381 万 5000 円となりますが、提案の理由は、総係費に審議会委員の出務報酬を 30 万円追加計上し、保険料について重複により不要となった保険料 30 万円を減額するものです。

次に、議案第 46 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、資本的収入に 1007 万円を追加し、全体の予算が収入におきまして 1 億 4266 万 8000 円、支出が 2 億 2254 万 6000 円でございます。

また、起債の限度額を 1550 万円補正し、3630 万円とするものです。

提案の理由は、支出について、蔵本地区宅地第 2 期造成におきまして、下水道管路整備費 957 万円追加、収入については、企業債 900 万円などを追加するものです。以上 2 件の詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それではまず、議案第 45 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、条例の新規制定をお願いしております上下水道事業経営審議会委員の報酬の追加計上及び重複により不要となっております保険料の減額というふうな内容となっております。

16 ページの実施計画明細書をご覧くださいと思います。

収益的収支の支出につきまして 1 款 1 項 4 目総係費報酬に上下水道事業経営審議会委員報酬として 30 万円を追加計上いたしております。

算出根拠につきましては、委員 10 名で会議開催が 5 回、日額報酬 6000 円を乗じまして 30 万ということで算出をいたしております。

また、同じく総係費の保険料につきまして、町村会の総合賠償補償保険と重複していることから不要となりました予算の保険料の予算 30 万円を減額いたしております。補正予算の内容につきましては以上になります。

次に、議案第 46 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。

今回の補正予算につきましては、補助事業として実施をいたしております公共下水道の処理場及びマンホールポンプ場の更新事業に係る補助金の内示が要望額 80%にとどまったことから、補助

金内示額に合わせて事業の財源構成を変更するもの及び蔵本地区の民間宅地造成に伴う污水関係の築造工事費の追加計上、また、八反田地区の管渠布設計画に係る２級河川千綿川との境界確認に係る測量業務費の追加計上ということになります。

こちらも 16 ページの実施計画明細書をお願いいたします。

資本的収支の支出から先にご説明いたします。

１款１項１目建設事業費の委託料につきまして、先ほど説明しました千綿川との境界確認に係る測量費として 50 万円、工事請負費につきましては、蔵本地区宅地造成地の管渠整備費として 957 万円、それぞれを追加計上いたしております。

次に、収入につきまして１款１項１目建設改良企業債につきまして、補助事業の処理場及びマンホールポンプ場の更新工事に係る補助率低減分の財源更正として、企業債 650 万円を追加いたしております。

また、蔵本地区の宅地造成に係る管渠整備費の財源として 900 万円、それらを合わせて 1550 万円を追加計上いたしております。

２項１目の国庫補助金につきましては、内示された配分額に合わせて 650 万円を減額いたしております。

３項１目工事負担金は、蔵本地区宅地造成地における管渠整備費の単独費に係る工事負担金 57 万円及び２級河川千綿川との境界確認に係る測量業務費 50 万円それらを合わせて 107 万円を一般会計繰入金として追加計上いたしております。

戻っていただいて、議案書の裏面をお願いいたします。企業債の補正になります。

予算第 6 条に定めた起債の限度額 2080 万円を 3630 万円に補正をいたします。補正予算の内容は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 45 号、議案第 46 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 34 議案第 47 号 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 34、議案第 47 号東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 47 号東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約について

次のとおり、請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約工事番号 第7教4号。2、契約工事名 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事。
3、契約方法 指名競争入札による契約。4、契約金額 1億599万6000円。5、契約相手方 住所
長崎県佐世保市福石町20番8号 会社名 株式会社梅村組 代表取締役社長 梅村 尚一郎。

以上、提案いたします。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。詳細につきましては、教育次長
に説明させます。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

議案第47号につきまして、補足して説明を加えさせていただきます。

本工事は、東彼杵中学校の大規模改修工事を令和3年度から計画的に行っておりますが、この大
規模改修工事に係る校舎内部の改修工事の一つとして実施するものでございます。

工事概要としましては、工事名にもなっておりますように、校舎内のトイレ改修工事と普通教室
での出入口の増設を行う普通教室扉設置工事を一本化して、一体的な工事として実施するもので
ございます。

添付しております図面をご覧いただきたいと思います。

図面は全11面、11枚ございます。右下の図面の右下にページ数を記載しております。

なお、紙ベースの部分におきましては、A4、A3の縦用紙に1枚2ページを挿入して記載しており
ます。なお、両面印刷となります。

まず、1ページ目の平面図でございますが、校舎1階部分でございまして、図面左側の縦の部分
が管理棟でございます。中央部の横部分が普通教室棟、そして右側の縦の部分が特別教室棟と体育
館ということになり、以下、2ページから校舎2階の平面図、3ページが校舎3階の平面図となり
ます。

また、各1ページから3ページまで、赤で着色した部分が工事箇所となり、トイレ改修が1階で
3か所、2階で同じく3か所、3階も同様に3か所となります。

普通教室の扉設置工事では、2ページ、3ページ目に教室の廊下側の赤着色処分が工事箇所とな
ります。

4ページから11ページにわたっては、既存の内容と改修後のを対比させた図面ということになり
ます。

まず、トイレ改修の工事の全体的な内容としましては、トイレのバリアフリー化を行います。そ
のバリアフリー化に合わせまして、トイレ室内の衛生的な管理を行うために、室内の乾式化による
床、内壁及び天井等の改修と、大便器の洋式化と小便器の更新改修を工事等を行うものでござい
ます。

なお、新設する洋式の大便器は21組、和式大便器が2組であります。

また、既にこれまで一部のトイレの改修工事を行った箇所があり、この部分では、既存の洋式
の大便器を5組再利用することで改修工事を行うようにしております。結果、改修工事としましては、
計28組の大便器の改修ということになります。小便器におきましては全て21組を新設するという

ことになります。

その他、洗面水の非接触タイプによる自動水栓式洗面器 28 組を新設、改修します。

またその他、化粧鏡や換気扇、横水栓等の新設更新を行うものでございます。

次に、普通教室、扉工事の内容ですが、現在の普通教室での出入口は 1 か所のみということになっております。

図面 2 ページ目のところにですね、これ 2 階の部分になりますが、赤で着色した部分の所は壁というふうになっておりまして、出入口は現在トイレの、着色部分のトイレ側のほうに対面で出入口がそれぞれ教室の出入口として設置されております。その廊下部分の壁を取り壊しまして、新たに扉を設置するということになります。

なお、この対応ということは、不審者の侵入や火災等の有事の際での緊急避難の際に出入口が 1 か所ではですね、防犯上の問題点が指摘されておりましたので、このため、出入口をもう 1 か所増設するとする改修工事になります。改修工事が必要な普通教室は 8 教室ございます。

また、この改修工事につきましては、トイレ改修工事及び教室等の扉等の設置工事におきまして、それぞれ改修部分の床壁天井でアスベストを含む建材や塗装材料及び下地調整剤などが使用されておりますので、アスベスト対策を講じた工法での工事施工となります。

なお、契約相手方につきましては、株式会社梅村組であります。本町をはじめ、他市町や県などの公共工事で多種多様な工事を長年にわたり受注されており、実績にも何も問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

まずトイレ改修とですよ、扉改修、それからアスベスト対策方法で、やはりかなりの金額がたぶん掛かっているかなと私は判断しております。この工事ですよ、工期日程がちょっと示されていないので、工期日程がわかれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

工期につきましては、本年令和 7 年 11 月 28 日までを予定しております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

夏休み期間を超えてちょっと施工になるかと思うんですけど、授業に支障がないかどうか、その辺の対応はどうされるのかお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

やはり、まず学校でのですね、基本的には夏休みにそういった集中的に工事は行いたいというふうに考えておりますけども、何らかの工事におきましては、学校での授業活動等においてですね、支障があるかと思われます。

学校と十分協議をしながらですね、そういった対応を図っていききたいというふうに考えておりまして、対策としましては、授業が終わった3時以降とかですね、土曜日に対応したいと、そういったことも含めて支障のないような対策を講じていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

実は、6月に一般質問しようかと思ったんですけど、これで回答されたので、一つお尋ねしたいのは、4月に私学校の許可をいただいて、東彼杵中学校と千綿小学校、それから、彼杵小学校行って、トイレの全部見ました。

千綿小学校はおおむね洋式でしたので、職員の先生方、あるいは児童については、非常に利便性が高いという評価をいただきました。東彼杵中学校の方が若干遅れてるかなというふうに感じました。

その中で、今、次長の方から現場は洋式、要は、ほとんどの子どもたちの家庭は今洋式なんですね。それが中学校に来たら和式があると。それで、今、次長の方から2基ほど和式を残すということですけど、この理由は何でしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

議員ご指摘のように、今現状のですね、家庭的な便器の様式としては洋式化が進んでおりますが、どうしても、やはり学校のですね、教育的な立場においてはまだは和式も残してくれという部分もございまして、現状小学校でも和式が残っているところもございます。

特に今回の改修工事の中学校におきましては、学校と協議した上で、やはり年齢的にもですね、十分そういったところについては、和式の必要性があるというような学校の要望でございましたの

で、2基ですね、残すという形で調整をいたしまして、今回2基はですね、和式として残るようにいたしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

わかりました、ありがとうございます。

それから、令和3年度から大改修の中でトイレをされてると思うんですけど、大体ここで終わるよというところで現在の進捗率について。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

改修工事につきましては、ご承知のように、まず屋上の工事から始めまして、外壁工事ということで、当初であれば令和6年度から内壁改修工事を行う予定にしておりました。

ただ、その段階でですね、内部改修工事につきましては総額約4億弱の工事費ということが設計の段階で上がってきております。ただ、それをですね、細かく汲み上げていきますと、補助対象になるものもございましたので、令和5年度中にですね、そういった補助対象になるものを仕分けをしていきまして、今回工事で上げさせていただいているものもですね、トイレのバリアフリー化ということで補助対象になります。補助率が3分の1になります。

また、扉の増設工事におきましても、校舎の防犯対策ということで補助対象になります。これが2分の1というところがございます。

こういった補助事業を活用するというところで若干進捗状況が遅れまして、今回先ほど言いましたように金額ベースで約4億弱のところ、今回1億ですので、ようやく内部改修におきましてはですね、これで約3割、4割弱ですね、というような状況に進んだものというふうに判断しております。

残りはですね、ただどこまでこの内部改修もですね、するかというところの必要性もございますので、一応今回設計上上げておりますのは、建具あたりの、教室内部の建具のですね、更新ということも含めて上げておりますので、今後そういった建具等につきましては今後、検討しながらどこまで内部改修として取り組んでいくかというところで協議をしていきたいというところを考えております。

現状としましては、約35%前後がですね、内部改修がこの工事で進むというふうに判断しております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

教室の出入口が1か所しかない。去年からですけど、6月にオープンスクールっていうんですが、見学許可をいただいて私も小学校、中学校行って、去年は議会だよりもそれを載せたんですけども、やはり1か所しかないので、さっき言われたセキュリティと緊急避難等については不便だなと。

教室を訪問する時も本来後ろに入口があればこそっとですね、支障がないように入れるんですけど、正面ですので、ちょっと私も躊躇したし、例えば、授業参観とかそういう時にご父兄が来られたときにはちょっと入りにくいという、非常に壁があったと。これがクリアされたということは非常に良いことだと思います。

そこで、8教室が今回、当該ということですけども、これで完全に終わるということでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

今回の8教室改修することですべての普通教室の、そういったこれまで支障があった課題があったことが解消されることになります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今、教育次長の方から今、4割弱約35%ぐらい進捗率。これ、今まで中学校の改修時期を総額で100%いくとして、この改修事業はどのくらいになるのかというのが第1点。わかったら教えてください。

それから、今回のトイレの指名競争入札で、何社指名競争名前を連ねたのか。名前を連ねて入札に応じられた業者は何社あったのか。そして、応じられた業者の中で、町内の業者は何社あったのか。

もう1つ行きますよ。もう一つ聞きます、3回しか質問できませんからね。

落札率は、この梅村組の落札率は今回何%だったのか。以上です。ちょっと教えていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

これまでの大規模改修ですね、経過したものですけれども、ちょっとまだ足し算ができておりま

せんけれど。令和３年度に屋上の防水工事がですね、3090万4500円で行いました。約3000万円。令和４年度に外壁工事を実施しておりますけれども、そこで1億997万で行います。

一応、それまでが終わりまして、令和５年度に体育館ですね。体育館もごいますので、体育館の内部改修工事を先にしましたので、これは4127万円ですね。これ約1億8000万ぐらいですかね、までいきませんが、これぐらいになります。これが終わりまして、これから内部改修工事に入っていくという流れになります。

トータルがいくらか、ちょっと申し訳ございません。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

個人的な発言は控えてください。

○教育次長（岡田半二郎君）

1億8211万4400円というような費用を要しております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

入札関係は税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

指名業者数につきましては15社で、指名に参加されたのが11社でございます。4社が辞退されております。町内業者が1社になります。落札率が93.9%になります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

先ほど、今回のトイレ改修によって、和式は2基残すと。あと洋式があつて、全部で洋式は何基になりますかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

全部で28が大便器ですね。そのうち、ですから洋式は26ですね。26です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

今の教育次長の説明を聞いておまして、今までの、今年の 1 億円入れて、全部で約 3 億円がかかったということですけど、先ほどの話ではまた全体の 3 分の 1 ほどの改修でという話を聞いたんですけど、あと、そしたら 3 分の 2 になったら全部で 10 億ぐらいの工事になる。あと 3 分の 2 残ってるんでしょう。どういうふうな工事が残ってるんですか。

そして、また、それに予定されている金額はどのぐらいになるのかちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

内部改修工事が全体で約 3 億 8000 万程度の設計が積み上げられました。このうち今回がトイレ改修関係ですね。ですから、それを差し引くと、残り 2 億 8000 万というような形になりますけども。

あとどういったものが残っているかと申しますと、教室内の LED 化の照明関係のですね、取り替えになります。

それと、あと校舎全部の内壁の改修です。内壁ですね。内壁にクラックとか塗装もかなり剥けている部分もありますので、そういったものの改修。

それと、内部の側のですね、窓とか何かのシーリングの取り替えですね。外壁の段階で外はしておりますけども、内部はできておりませんので、そういった内部側の窓等のシーリングの取り替えということと、あと先ほど言いました建具関係でですね、教室内の黒板や、例えば理科室、特別教室においては取り付けの机等がございまして、そういったものがかなり劣化をしているということですので、そういったものもすべて机等の取り付け部分の取り替えの更新をします。そういったものがですね、あと残り約 2 億 8000 万。これがですね、一遍にはできません、内部改修ですので。やっぱり段階的にですね、やっていかないとはいけません。

あと一応研究を指示されておりますのが、アスベスト対策というところで、こういったところも補助対象にはなるような項目があります。ただ、これがどこまでになるかわかりませんので、今後そういったことも調査しながらですね、分けて工事ができればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 47 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 35 議案第 48 号 （仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 35、議案第 48 号（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 48 号（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について

次のとおり、請負契約を変更することについて議決を求める。

1、契約工事番号 第 6 建 40 号。2、契約工事名 （仮称）新駄地団地新築工事。3、契約方法 当初：指名競争入札による契約 変更：随意契約。4、変更前契約金額 6 億 5809 万 1500 円。5、変更後契約金額 6 億 7240 万 300 円。6、契約相手方 住所 長崎県佐世保市干尽町 6 番 16 号 会社名 株式会社池田工業 代表取締役 池田晃寿。

詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

議案 48 号につきまして町長に代わり、説明をさせていただきます。

本工事は令和 6 年 12 月の定例議会で契約締結を議決いただいている工事になります。

添付しております図面の方をご覧ください。

変更の理由としましては、柱状地盤改良工法の改良長の変更となります。

図面上で着色をしている区分がですね、基礎杭の配置図となっております。

赤丸部分につきましては前回の契約変更までに施工が完了している箇所となっております。

今回、変更箇所は黄色で表示をしております 102 本の部分になります。改良延長、総延長ですね、235m改良長の増となっております。平均でですね、1 本あたり 2.3mほど改良増となっております。

また B 棟のですね、基礎部分掘削時におきまして、旧千綿中学校校舎の基礎構造物かと思われるコンクリート構造物が出てきて、出てきた分の撤去工、また全域にわたり転石が発生したものですから、それを撤去する費用、ダンプトラック 10 台分、約 30 m³程を搬出及び撤去をしております。

その他ですね、基礎部掘削土をですね、埋め戻して施工を予定しておりましたけども、こちらの道路が含水比が高く再利用がちょっとできなかったものですから、残土運搬の追加、または購入土のですね、約 400 m³を追加をさせていただいております。

なお、5 月末までのですね、進捗率は約 28.3%、計画工程どおりに推移をしていることをお知らせいたします。以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

金額の増額はですね、土中のことなので想定と変わるということで増減あるんでしょうけども、ちょっと私が認識がちょっと不足している部分がありまして、この契約方法なんですけれども、指名競争入札による契約を、通常随意契約にする場合というのは、例えば落札者がなかった場合に随契に変更しますっていう知識だったんですけど、この契約方法を、指名競争入札による契約を随意契約に変更するっていうのはどういう意味か。すみません、私がちょっと認識不足なんですけど、教えていただいてよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

一度指名競争入札で池田工業様と入札で契約をしております。そこともう一度変更の契約を結ぶ場合については指名競争入札しませんので随意契約方式をとらせていただいておりますという認識で書かせていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

この元々の 6 億 5000 万、これは指名競争入札で契約をたぶんされてる分で別途契約じゃなくてこの増額ですよ。これはそのまんまの契約ということではいくのが普通じゃないかなと私の認

識なんですけど。

随意契約ってなんているのかなってその説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

増額部分について随意契約をしたという認識をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

増額部分、この 1400 万、この部分が別で随意契約でされてるってことなんですかね。

一つの契約をそのまま増額するのであればそのままの契約変更ではないんですかね。

もう最後なので、すみません、わかるように説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

東彼杵町の場合はですね、当初入札でして、そして契約で 2 割越せばまたそこで見積もり取って契約をし直すということをしますので、こういうことで、増額分だけの契約ではあるんですけども全体的にこういう形で、町はですね、今までずっとそういう形の表記で進めております。他所の市町かどうかはわかりませんが、うちの町としてはこれで、歴代、歴代というか、ずっと比較しながら進めておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 48 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更に
ついては、原案のとおり可決されました。

日程第 36 議案第 49 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 36、議案第 49 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について、
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 49 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてでございますが、次の者を東彼杵町教育委
員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によ
り、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い
いたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 49 号につきまして、町長に代わり説明させていただきます。

現在、第 1 期目の川原悟教育委員さんですけれども、今月末が任期となっております。

今後のご意向をご確認させていただいたところ、一身上の都合でお引き受けを辞退したいという
ことでございました。

よって新たに蔵本郷の池田孝之様を教育委員に任命したく、同意をお願いするものでございます。

池田孝之様は昭和 60 年に教育大学特殊教育特別専攻科を修了されておられます。養護教諭の免
許をお持ちでございます。

大学修了後、昭和 60 年 4 月に福岡県教育委員会に採用されまして、昭和 63 年 3 月まで福岡県立
の養護学校で教諭として勤務されておられました。同年 4 月から長崎県教育委員会に採用されまし
た県立三和養護学校を皮切りに県内各地の養護学校を中心に教鞭をとられておられます。

平成 18 年からは県教育長の特別支援教育室及び総務課で県立学校改革推進室の係長、特別支援
教育室の課長補佐などを歴任、平成 24 年には県立ろう学校の教頭、平成 28 年には県立諫早特別支
援学校長に就任されました。令和 3 年 3 月に定年退職後は川棚特別支援学校で再任用職員として勤
務されておられます。

教職時代には、国立特殊教育総合研究所での専門研修の他、海外研修や中央研修などで専門的な

知識を学ばれ、令和2年に文部科学大臣表彰を受賞されておられます。

町教育委員として十分な識見をお持ちの人物でありますので任命したくお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和7年7月1日から令和11年6月30日までの4年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

私ちょっといつも疑問にちょっと思ってるんですけど、教育委員会の任命とかですよ、そういう時、候補者は何名か立てられて決められておるのか。1名の方をもう推薦して議会の方に上げられるのか。その決め方。

それから地域によってですよ、バランス的に取られているのかどうか。

今回、法音寺の方ですかね、法音寺の方の代わりにたぶん今回なられたんだと思うんですけど、そういうところを加味されて今回推薦をされたのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず候補者の決め方でございますけれども、候補者の決め方はもう内々で、まず皆さん、候補を挙げて。それで議会に上げる時に1人に絞ってしないと、挙げたけどこっちは駄目だったっていうのはちょっと人格を否定することになりますので、そういう形で、もう決めたら1名の方を出します。

そして、バランス的にはどうかって言われることありますけれども、千綿から今2名、川原さんは彼杵でしたので、彼杵、千綿と言ってはいけないんですが、学校は小学校が2つあるもんですから、今度はまた彼杵からお願いをしたいということで候補に挙げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口施錠）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は議長を除き 7 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番、口木俊二議員、1 番、尾上庄次郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（浪瀬真吾君）

念のために申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載をお願いします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否と見直します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票用紙漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（浪瀬真吾君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（井上晃君）

それでは読み上げます。

1 番、尾上庄次郎議員、2 番、児玉隆行議員、3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員、5 番、大安義和議員、6 番、大石俊郎議員、7 番、口木俊二議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

7 番、口木俊二議員及び 1 番、尾上庄次郎議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（浪瀬真吾君）

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0、有効投票のうち賛成 7 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 49 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入口開錠)

日程第 37 議案第 50 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 37、議案第 50 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 50 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 50 号について、町長に代わり補足説明させていただきます。

土地家屋調査士であります宮脇様は、平成 25 年から 4 期 12 年にわたり固定資産評価審査委員をお願いしております。今月が任期期限となっております。

専門的知識をもたれ、施政にも詳しいことから、再度選任したく議会の同意をお願いするものでございます。

今回の任期につきましては、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 50 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 38 請願第 1 号 町道西部線（2）口木田踏切改良工事に関する請願書

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 38、請願第 1 号町道西部線（2）口木田踏切改良工事に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっています請願第 1 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、6 月 17 日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散 会（午後 2 時 52 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 大安 義和

署名議員 児玉 隆行